平成２８年（フ）第１３４号
山梨県笛吹市八代町南243番地２
債務者　飯塚　一好
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
山梨県甲府市大里町1088番地１　ブルートレソール205
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
岐阜県可児市大森33番地７　カーサ・デ・エテルナＡ－101、前住所岐阜県可児市大森2080番地52
債務者　松川　清彦
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第３１号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩818番地１　板良住宅107号、前住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩1902番地16
債務者　片山　上男
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第７０４号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠団地第１号棟1004号
債務者　丸山愛弓こと　丸山　悠誠
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００号
三重県津市安濃町川西607番地９
債務者　田端加奈子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０５号
奈良市中町4942番地　プルミエワコー202号
債務者　坂本　真紀
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１２号
奈良県生駒市門前町16番３号
債務者　高本正光こと　高　　正光
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２０号
奈良県大和郡山市小泉町640番地　コーポ片桐101号室
債務者　巽　　健次
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３０号
奈良市法華寺町82番地の１　グリーンパーク奈良405号
債務者　梶原　浩一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
奈良県桜井市大字大福237番地の７
債務者　大東美智子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７０号
奈良県高市郡高取町大字市尾594番地
債務者　井上　恵里
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
奈良県大和高田市大字築山18番地　井上グリーンハイツ１階Ｗ－２号室
債務者　中川喜代子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
広島県安芸郡府中町石井城１丁目２番18号２階
債務者　黒川真奈美（旧姓諏田）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７３号
広島市西区庚午中２丁目６番25－101号
債務者　武藤ヒフミ
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２８号
広島市安佐南区大町東１丁目10番６－４号
債務者　竹内　里美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
山口県下関市長府才川２－28－25　長府寮419、住民票上の住所北九州市門司区春日町27番14号
債務者　北島慎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係